

第九療養開始後一年之内正三事に於て、即ち各部  
者の希望により折合扶助料を支給する。又は該部の  
他の者は一回五十銭上改められ度。

「扶助料」者大一造旅費所用。第七一四九件系前請  
五割を増額せし成在し。

「雇傭契約の解除に少ヨリては日以前三十日八時半の間、三十  
支給を規定せらる矣。」

十年間繼續組合員表彰件

提

明

同

年

会

一團體協約部、協同組合部、保険部、企融部の  
各部を新設する。作

一事業部を廃止する。作

議

公

明

同

年

会

（上）

上

## 本部

扶助料各件八九  
增加額五五五件

左は扶助料減免者三名

原生  
非

（2）常勤組合員制定要件一

即時制定要件

（3）常勤組合員制定要件一件

（了）建

現在既に有効力有ツルが、至る徳心也得

復元下、該部常勤運動者、又其部員者

、健室在せり有効力有ツル。